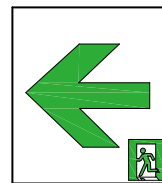


法改正 【誘導灯】



大規模・高層の防火対象物における 消防法施行規制等の一部改正について

平成 26 年 11 月 30 日で経過措置が切れます。

60 分間タイプ誘導灯の設置義務拡大

平成 14 年 10 月に消防法が大幅に改正され、平成 21 年 9 月には誘導灯に係わる消防法施行規則等が一部改正が公布され地震などによる停電の際、大型商業施設・高層ビル・地下街などでは屋外への移動距離が長くなり、避難に時間がかかることが想定されるため、長時間の避難に対してより安全に誘導できるよう、不特定多数の人が利用する地下駅舎が対象に加わり、既設を含むすべての大規模・高層の防火対象で、**60 分間タイプの誘導灯の設置が必要になりました。**

階段通路誘導灯を非常用の照明装置で代替する場合についても 60 分間タイプの予備電源を備えることが必要です。

平成 23 年 6 月には同じく大規模・高層の建築物において階段等に設ける通路誘導灯（階段通路誘導灯）を、**非常照明装置で代替する場合についても 60 分間以上作動できる予備電源を備えることが必要になりました。**（平成 24 年 12 月 1 日から施工）

対象物

長時間定格形誘導灯の設置箇所

1. 延べ床面積 5 万平方メートル以上（大型商業施設など）
 2. 地階を除く階数が 15 以上であり、かつ延べ床面積 3 万平方メートル以上（高層ビルなど）
 3. 延べ床面積千平方メートル以上の地下街
 4. 地下駅舎（乗降場、階段、通路など）
- （消防長、又は消防署長が避難上必要があると認めて指定したもの）



大型商業施設
5 万㎡以上



高層ビル
地上 15 階以上
3 万㎡以上



地下街
1,000 ㎡以上



追加
地下駅舎

改正点

既設も 60 分間タイプに

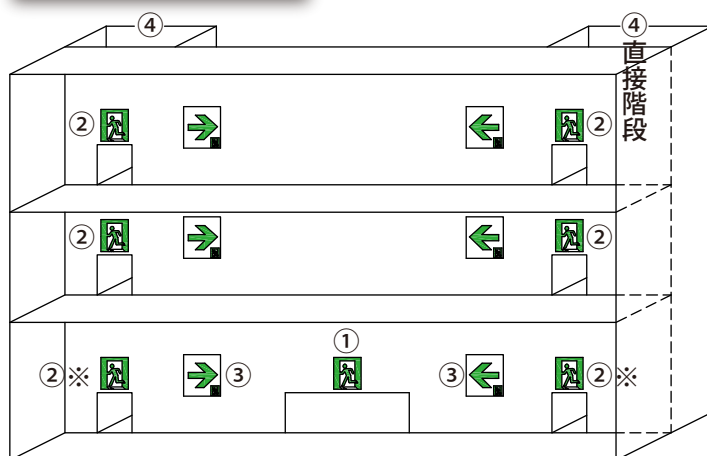
対象物に駅舎が加わり、対象外となっていた平成 11 年以前に設置された 20 分間タイプの誘導灯も 60 分間タイプに設置変更することが義務づけられました。「高輝度蓄電式誘導標識を設置の場合、通路誘導灯は 20 分間タイプ設置でも可。(併設)」
(平成 22 年 9 月 1 日施行 / 平成 24 年 8 月 31 日期限)

階段通路誘導灯を非常照明で代替する場合も 60 分間タイプに

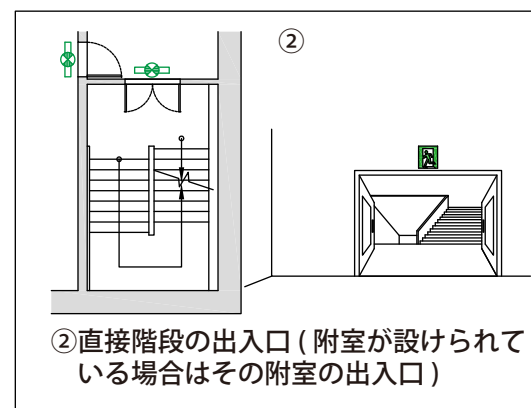
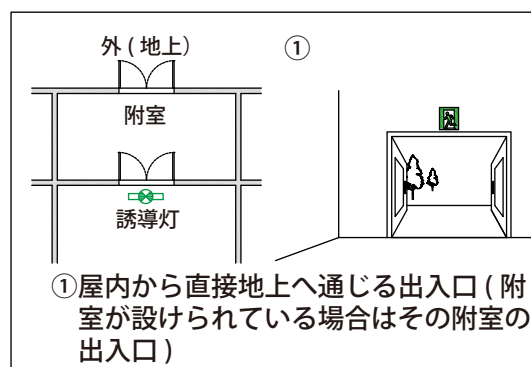
建築基準法による非常照明が設置されている場合、階段通路誘導灯の設置を要しないこととなっていますが、この場合の非常照明の予備電源も現行の 30 分から 60 分間タイプへ変更することが義務づけられます。
(平成 24 年 12 月 1 日施行)
(平成 26 年 11 月 30 日期限)

全て 60 分間タイプの設置が義務づけ

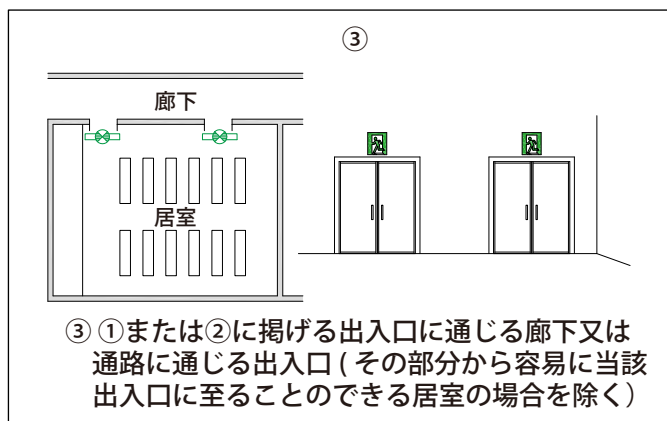
設置基準

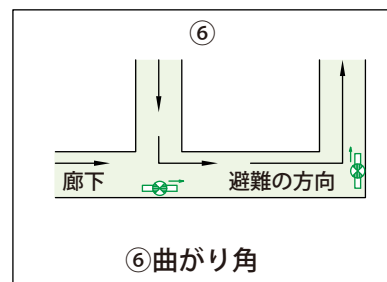
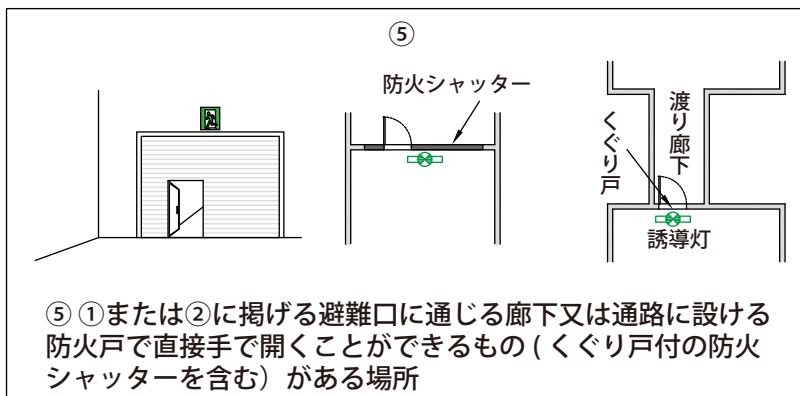


※この部分の誘導灯は壁の裏側です



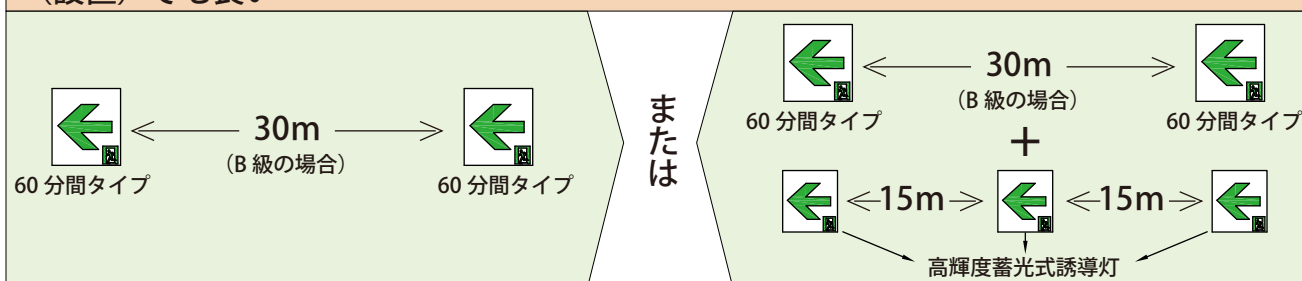
④直接階段





ポイント

通路誘導灯については「高輝度蓄光式誘導標識」設置の場合は 20 分間タイプのまま (設置) でも良い



メリット



リニューアルで大幅な省エネが可能



蛍光灯タイプ



LEDタイプ

※代表的な例を目安としていますので
機種 / メーカーによって違いがあります。

